

○議長（近藤八郎君） 開議に先立ちまして、4月1日付けの人事異動により、課長職に異動がありましたので、局長から紹介いたします。

○事務局長（高屋鋪勝英君） それでは、私から異動のありました課長職を御紹介申し上げます。

建設水道課長から総務課長に異動しました、小林課長を御紹介します。

○総務課長（小林大生君） 小林です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（高屋鋪勝英君） 議会事務局長から農林課長に異動しました、古屋課長を御紹介します。

○農林課長（古屋宏彦君） 古屋です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（高屋鋪勝英君） 農務課長から建設水道課長に異動しました、平野課長を御紹介します。

○建設水道課長（平野好宏君） 平野です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（高屋鋪勝英君） 田村政策推進課長につきましては、同日付けにて総務課長の兼務が解かれておりますので、改めて御紹介します。

○政策推進課長（田村泰司君） よろしくお願いします。

○事務局長（高屋鋪勝英君） 最後に、税務住民課主幹から議会事務局長になりました、高屋鋪です。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で課長職の紹介を終わります。

午後1時30分 開会

○議長（近藤八郎君） ただいまから、令和3年第2回下川町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、8人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議条例第123条の規定により、1番 斉藤好信 議員及び2番 中田豪之助 議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。
報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。
以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 行政報告を行います。
町長。

○町長（谷 一之君） 行政報告をさせていただく前に、臨時会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

今春は雪解けも早く、眩いばかりの新緑の季節を感じながら、この時期、桜の開花が早まることが期待されるころではございますが、御承知のとおり、国内外に猛威を振るっております新型コロナウイルス感染については、これまでの1年を経ても依然収束が見えないものであり、住民の皆さんの不安はより募りつつあるものと推察しているところでございます。

今後、連休明けから予定をしております、新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種実施に向けて、準備を進めているところでございまして、議員各位並びに町民の皆さんの御理解と御協力をよろしくお願い申し上げる次第でございます。

さて、このような折、議員各位には大変御多用な中、今臨時会に御出席を頂き、御審議賜りますことを心より感謝申し上げます。

今般の臨時会においての案件は、さきに述べました新型コロナウイルスに係る予算などでございまして、町民の皆さんや事業所の方々の不安を早期に解消できるようにとの強い思いの中で提案をさせていただくものでございますので、議員各位には慎重な審議をお願い申し上げ、臨時会開会の御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、行政報告3件について、述べさせていただきます。

まず、1件目でございます。クラスター推進部の廃止について、御報告申し上げます。

下川町の産業クラスターは、森林・林業を核とした地域産業の振興を柱とし、産業・社会・自然の持続可能性を追求し、自主自立に向けた足腰の強い産業構造を構築するため、新たな産業づくりと地域産業の発展方向等の検討、研究を行い、地域振興を図ることを目的として、平成10年に道内で3番目となる「クラスター研究会」が設立され、様々なプロジェクトを立ち上げて研究会活動を行い、グランドデザインなど事業化を果

たす前段階の役割を担い、多くの成果を挙げてきたところであります。

クラスター推進部は、平成10年から活動してきた研究会の活動を受け、本町の産業クラスターの新たな展開や新たな産業の創造等を目指し、事業化につながるアイデア発掘から研究開発、地域製品の開発支援と販売促進、地域活性化に関する調査・研究など、総合的な支援と事業を行い、地域産業の振興を目的に、平成14年4月、下川町ふるさと開発振興公社内にクラスター推進部が設置されております。

産業クラスター研究会の事務局を担うとともに、研究会から出された多くの提言、アイデア等を具現化する組織としての役割を担い、民間事業者への橋渡しを行うほか、国、道、民間団体等からの補助事業、受託事業の実施による外部資金の導入や大学、研究機関、町内外の企業との連携により、地域活性化に資する多くの成果を挙げてきたところであります。

主な活動内容と成果につきましては、「産業振興支援」として、FSC認証割箸の普及促進活動、建設業の農業参入可能性調査と農業参入支援、雇用創造促進事業による地域内雇用創出、地域材住宅の建設推進に向けた活動、下川らしい住宅の在り方を示す建築物環境目標水準の策定、FSC森林認証材の地域内活用を促進するCOC認証取得に向けた支援、「森とイエ」プロジェクトの推進、産業クラスター活動の広域連携の推進、地域特性を生かした産業振興等に関する調査研究などを実施しているところであります。

「地域産品開発・販路開拓支援」として、手延べ麺の高付加価値化を目的とした「奥蝦夷白雪」の開発支援、下川産春まき小麦「ハルユタカ」を活用した商品群の開発、地元牛乳を使用した「雪降りプリン」の開発支援、地域資源を活用した「ぼっぼジェル・見えないストッキング」の開発支援、トドマツ製油製品の新ブランド開発支援、カタログ販売、町外販路開拓、販売促進イベント参加など販売促進活動の実施、地域資源を活用した新商品開発等に関する調査・研究などに取り組んできているところであります。

「地域活性化支援」としては、地域学「しもかわ学会」の設立と運営、カルチャーウィークエンドしもかわの開催、町外関連企業等との経済交流の推進、地域づくりを担う町内各団体、協議会等の活動支援、下川産木材を使用した「七尺ニレギター」製作支援、環境保全に関する普及啓発活動、町内・町外のネットワーク構築に向けた支援を行うほか、町内企業・団体等との連携による共同研究等、地域活性化に関する調査・研究などに取り組んできております。

「プロジェクト支援」として、公共施設への地域材活用やバイオマスエネルギー導入支援、「環境モデル都市・下川町」の低炭素社会構築に向けた施策支援、森林バイオマス吸収量活用に関する支援、早生樹「ヤナギ」の活用に関する調査・研究、環境共生型モデル住宅普及活動支援、空き家の活用、流通促進などに取り組んでおります。

このように、これまで下川町の地域づくり、地域産業の発展、新産業の創出等に数多くの実績を残しておりますが、近年、主力で御活躍いただいた職員の定年や人材確保の問題等もあり、数年にわたり今後の方向性について下川町ふるさと開発振興公社とも協議をした結果、大変残念な事ではありますが、令和2年度をもって廃止する決断に至ったところであります。

この度の廃止に当たり、これまで携わった関係者各位の皆様の御尽力に改めて感謝を

申し上げるとともに、敬意を表するところであります。

今後におきましては、既存の組織体制、取組の中で、これまでの経緯、経過や意思、取組みを継承し、内発的な取組みを継承・発展させ、自主自律に向けた足腰の強い産業構造の構築と地域資源の活用による新産業の創出を図り、持続可能な地域として発展し続けるよう取り組んでまいり所存でございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2 件目でございます。「株式会社セコマと下川町のまちづくり連携に関する協定」及び「災害時における緊急生活物資の供給等に関する協定」の締結について、御報告申し上げます。

本町におきまして、長年にわたり地域で愛されてきましたスーパーマーケットが閉店したことにより、これまで行われていた高齢者等への食品や重量物等の宅配サービスがなくなり、住民の方から「不便になった」との声をお聞きしているところであります。

一方で、将来的に公共交通の維持に懸念がございました。

そうした中、株式会社セコマが一部店舗にて商品の宅配を実施していることを知り、協議を重ね、下川ハイヤーのタクシーを利用した貨客混載による宅配サービスの実施に向け、それぞれが有する機能を効果的に発揮することにより、産官相互の連携と協力を基盤に、町民と一体となって、下川町の一層の発展と飛躍を目指し、共にまちづくりに寄与することを目的に、令和3年3月23日、役場庁舎において株式会社セコマ代表取締役会長 まるたに ともやす 丸谷 智保 様と「まちづくり連携に関する協定」を締結したところであります。

また、株式会社セコマは北海道の地方自治体と災害協定を締結し、地震、風水害その他の異常な自然現象または大規模な火災、その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、相互に協力して食糧等の供給を行っていることから、本町におきましても、災害時における町民の生活の早期安定を図ることを目的に、「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」も併せて締結したところでございます。

なお、まちづくり協定の一環として、4月中旬から本町と名寄市のセイコーマートの店舗におきまして、トマトジュースの販売が開始されており、今後におきましても、特産品等の販売に向けて協議してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、株式会社セコマとの協定締結の御報告とさせていただきます。

最後、3 件目でございます。水処理施設維持管理委託業務及び下川浄水場維持管理委託業務について、御報告申し上げます。

水処理施設及び下川浄水場の維持管理委託業務につきましては、平成30年度から3年間の長期継続契約で「下川環境サービス事業協同組合」に委託しておりました。

令和3年2月4日に、両施設の業務担当者4名の職員が役場を訪れ、2月20日をもって退職する旨を伝えられました。

水処理施設の維持管理業務は、業務に関連する資格者を有していることが委託条件となっており、これらの業務担当者はこの資格者に該当しておりました。

このため、2月8日に同組合に対し、有資格の業務担当者の変更届を提出するように

連絡したところ、2月12日までに提出するという報告を受けましたが、当日までの提出はなく、2月17日ようやく新たな有資格者1名を雇用した内容の変更届が提出されました。

変更届を受理し、引き続き業務委託を行っておりましたが、2月25日になって、この新たな有資格者は実際には雇用していないことが判明し、有資格者を配置できないことから、今後の業務運営の信頼性という部分で多大な不安があり、特に町民のライフラインである水処理施設、浄水場の維持管理受託者として、適格性を欠いていると判断し、水処理施設及び下川浄水場維持管理委託業務について、それぞれの契約書の規定に基づき、3月4日をもって契約を解除したものでございます。

町といたしましては、緊急的な対応が必要となったことから、まずは町内で事業者を探したところ、「下川ふるさと興業協同組合」が資格者を有しており、対応が可能であったため、3月5日から業務委託することとしたものであります。

なお、契約に際し、汚泥運搬処理業務及び浄化槽維持管理業務については対応ができなかったため、汚泥運搬は「下川運輸株式会社」に、浄化槽維持管理は「有限会社名寄衛生公社」に業務委託しているところであります。

委託業務においては、委託者、受託者双方の信頼関係が極めて重要であることから、受託者には指導を行うとともに、適切な連携を図ってまいりたいと考えてございます。

また、令和3年4月1日以降の業務委託についても同様に、1年間の業務委託契約を締結しており、町民のライフラインを適正に運営してまいりたいと考えております。

以上申し上げます、行政報告といたします。

以上3件について、行政報告を述べさせていただきました。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第5 議案第1号「下川町課設置条例の全部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第1号 下川町課設置条例の全部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織及びその分掌する事務を定めることと規定されていることから、必要事項を規定するため、今回全部改正するものであります。

主な内容につきましては、第1条に「目的」、第2条に「課の設置」、第3条に「課の分掌事務」、第4条に「委任」を規定し、施行期日は公布の日とするものです。

以上申し上げます、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） それでは、下川町課設置条例の全部を改正する条例について、御説明いたします。

議案第1号説明資料を御覧ください。

下川町課設置条例及び下川町役場処務規程整理表を付けてございますが、左側が今回改正となる課設置条例で、右側がそれに対応する処務規程となっております。

まず、総務課では、7つの分掌事務を設定しておりまして、「(1)議会及び一般行政に関する事」から「(3)防災に関する事」までは、処務規程においては「総務・防災グループ」で対応することとしております。なお、課設置条例「(3)防災に関する事」につきましては、従前は「税務住民課」で対応しておりましたが、今回の整理の中で「総務課」に移動しております。

「(4)予算及び財政に関する事」から「(7)行財政改革に関する事」につきましては、処務規程では「行財政グループ」で対応することとしております。

次に、2ページをお開きください。

政策推進課では、12の分掌事務を設定しておりまして、「(1)持続可能な開発目標に関する事」から「(4)統計に関する事」までは「SDGs推進戦略室」で対応することとしております。

「(5)商工業、中小企業に関する事」から「(12)一の橋集落創生に関する事」までは「商工振興グループ」で対応することとしておりますが、この部分につきましては、従前は「森林商工振興課」で対応しておりましたが、今回の整理の中で「政策推進課」に移動しております。

次に、税務住民課では、7つの分掌事務を設定しておりまして、「(1)税務に関する事」から「(2)地籍に関する事」までを「税務・収納グループ」で、「(3)戸籍住民登録に関する事」から「(7)生活環境に関する事」までを「住民生活グループ」で対応することとしております。

次に、保健福祉課では、9つの分掌事務を設定しておりまして、「(1)社会福祉に関する事」と「(2)国民健康保険給付、後期高齢者医療給付に関する事」につきましては「福祉・子育て支援グループ」で、「(3)総合福祉センターに関する事」から「(5)保健衛生に関する事」までは「保健・介護グループ」、「(6)幼児保育に関する事」については「認定こども園」、「(7)地域包括支援に関する事」につきましては「地域包括支援センター」、「(8)介護予防に関する事」は「介護予防支援事業所」、「(9)居宅支援に関する事」は「居宅介護支援事業所」で、それぞれ対応することとしております。

次に、建設水道課では、6つの分掌事務を設定しておりまして、「(1)道路、河川及び公園に関する事」から「(6)簡易水道及び飲雑用水に関する事」まで全てを「建設・水道グループ」で対応することとしております。

次に、農林課では、8つの分掌事務を設定しておりまして、「(1)農業振興に関する事」から「(4)農産物加工研究等に関する事」までは「農業振興グループ」で、「(5)民有林に関する事」から「(7)野生鳥獣に関する事」までは「林業振興グループ」で、「(8)エネルギーに関する事」については「バイオマス産業戦略室」で対応することと

しております。なお、(5)から(8)までの部分につきましては、従前は「森林商工振興課」で対応しておりましたが、今回の整理の中で「農林課」に移動しております。

以上で説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 確認でございます。御案内のとおり、分掌の規程は、町民に分かりやすく規定するということが望まれるかと思えます。

そのような中で、日本の課題ですね…下川町の重要課題でもある…重要政策でもある…一つ、コロナ対策、感染症対策というのは規定がないんですが、どこで所管するのでしょうか。

2点目、地球温暖化、それから脱炭素社会、これらについても規定がないんですが、これはどこが所管するのでしょうか。

それから、定住・移住政策、これについてどこが所管するのでしょうか。

この3点含めて…これらについて分掌事務に規定されなかったことが議論されたのであれば、なぜ今日的課題…下川町の重要政策であるその3点について規定されなかったのか、その内容をお聞きいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） まず、所管について御説明申し上げますが、コロナ対策の関係についてでございますけども、こちらにつきましては、現在、保健福祉課の方で対応してございますので、そちらの方の所管ということで対応させていただいてございます。

それから、地球温暖化、脱炭素社会の関係につきましては、政策推進課の方で対応することになると思えます。

それから、定住・移住の関係についても政策推進課の方で対応するという考えでございます。

このへんの関係につきましては、基本的には今まであった処務規程の範疇の中でそれぞれ対応してきたところでございまして、今申し上げたコロナ対策、温暖化、脱炭素、定住・移住については、表記はしてございませんが、これまで同様の対応をしていくということで、分掌事務の表現については具体的には表現してないということでございますので、御理解を頂きたいというふうに思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） それでは、ほかに質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 今回、分掌事務の項目が整備されました。それで、農林課の分掌について質問したいと思います。

エネルギーに関すること…これバイオマス産業戦略室が担っております。全体的な流れから鑑みますと、SDGsに近いような色が大変濃い…例えば工業的に木を砕くだとか、燃料ピットに入れるだとか、そういう部分から考えても…これは農林課ではなくて、政策推進課の持分のような気もしますが、なぜここに入ったのか理由を聞きたいと思えます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） エネルギーに関することについては、様々なエネルギー利用がございますけども、本町の場合については森林バイオマスが主となっているということでございます。

また、家畜糞尿などのバイオマス発電なども町内では行われておまして、これにつきましても…前の森林商工振興課のバイオマス担当の方で実施をしていたということでございますので、その分を農務課と統合して農林課という形で位置づけをしましたので、そちらの方で対応していただきたいということでございます。なお、様々な課にまたがる案件というのは、これ以外にもたくさんございますので、そういった部分については十分連携を図りながら対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第6 議案第2号「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を目的とした「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例」につきまして、減免措置の期間を延長する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、令和2年度分及び令和3年度分の保険税を減免対象とする改正を行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） それでは、議案第2号 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

昨年、7月の臨時会で議決を頂いておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度…収入が下がった方々に対しまして、国民健康保険税の減免を延長するものでございます。

議案第2号説明資料の下川町国民健康保険税条例新旧対照表を御覧ください。

附則第14項で、「令和2年度分及び令和3年度分」と「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改めるものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例附則第14項の規定は、令和3年4月1日から適用するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 2 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 7 議案第 3 号「下川町税外諸収入金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 3 号 下川町税外諸収入金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことを受け、関係する条例の延滞金の規定を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、延滞金の特例基準割合の規定の項目の改正等を行うもので、関係する 5 条例について、条建てで改正するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） 議案第 3 号 下川町税外諸収入金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案第 3 号説明資料を御覧ください。

本案につきましては、地方税法の一部改正によりまして、「特例基準割合」の用語の見直しが行われまして、「延滞金特例基準割合」と改められたため、これを改正するととも

に、併せて文言の整理などを行うものです。なお、同様の改正を行うことから、関連のある五つの条例について、改正を行うものとなっております。

それでは、1 ページ目でございますが、下川町税外諸収入金の徴収に関する条例新旧対照表となっておりますが、左側が現行、右側が改正案となっております。現行の中ほどの下線部分「特例基準割合（当該年の前年に）」とありますが、改正案の方では「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に改正されておまして、また、次の下線部分「の規定により告示された割合」は、改正案では「に規定する平均貸付割合をいう。」となっております。

これにつきましては、法改正によりまして、「特例基準割合」という文言が「延滞金特例基準割合」となったこと、また、従前の特例基準割合につきましては、貸出約定平均金利プラス 1%であったものが、改正による延滞金特例基準割合では、平均貸付割合プラス 1%となったことによるものでございます。

この貸出約定平均金利につきましては、日本銀行が公表する前々年 10 月から前年 9 月までにおける国内銀行の貸出約定平均金利…これの平均、これが新しい改正では平均貸付割合という形に変わっておりまして、平均貸付割合につきましては、同じく日本銀行が公表する前々年 9 月から前年 8 月までにおける国内銀行の貸出約定平均金利の平均となっております。これが法改正により変更となったものでございます。

次の下線部分「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」が、改正案では削られていますが、これにつきましては、現行のその次の下線部分「当該特例基準割合適用年」というのが、改正案では「その年」という表現になったことによるものでございます。

その次の下線部分「特例基準割合に」が、改正案で「延滞金特例基準割合に」となっているのは、先ほどと同様に、法改正によるものでございます。

最後に、端数金額について、現行「500 円未満」を、改正案「1,000 円未満」としております。

これにつきましては、地方税法の規定に併せて、今回整理を行ったものでございます。

次に、2 ページ目をお開きください。下川町営住宅使用条例新旧対照表でございます。

こちら、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」という部分と、端数金額について、「1,000 円未満は切り捨てる」という改正部分につきましては、先ほどと同様の改正理由によるものでございます。

資料の中ほど、現行で「この条において同じ」を、改正案では「この項において同じ」としてありますが、これは文言の整理によるものでございます。

次に、3 ページ目をお開きください。下川町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表となっておりますが、本則に係る部分の改正につきましては、先ほどと同様の理由によるものでございます。

附則に係る部分につきましては、本則において規定が成されておりますので、今回削除、整理をするものとなっております。

次に、5 ページ目をお開きください。下川町道路占用料徴収条例新旧対照表となっておりますが、改正の内容につきましては、これまでと同様の理由によるものでございます。

最後の端数金額については、現行「その全部」という部分を、改正案では「その全額」

に、現行「その金額」を、改正案では「その全額」という形で文言整理を行っております。

次に、6 ページをお開きください。下川町公共下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表となっておりますが、改正の内容につきましては、これまでと同様の改正理由によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第8 議案第4号「下川町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第4号 下川町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年第4回下川町議会臨時会で可決されました、下川町介護保険条例の

一部を改正する条例について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の保険料の減免措置の期間を延長する必要があること、また、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことを受け、本条例の延滞金の規定を改正する必要が生じたものであります。

主な改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合や、事業収入等の減少が見込まれる場合などにより、保険料の減免措置を講ずることの期間延長を可能とするもののほか、延滞金の特例基準割合の規定の項目の改正等を行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） それでは、議案第4号 下川町介護保険条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

本条例の主な改正につきましては、介護保険法第142条に基づき、令和2年7月の臨時会におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等による保険料の減免の特例措置を行っておりますが、今回、その減免の特例措置を引き続き行うこととの要請を厚生労働省から受けており、また、併せて地方税法等の一部改正に伴いまして、延滞金の特例基準割合の改定がされておりますので、今回、字句の整理を含め、条例を改正するものでございます。

それでは、議案第4号説明資料の下川町介護保険条例新旧対照表を御覧ください。

主な内容といたしましては、地方税法等の一部改正により、延滞金の第8条の中で、「3月」を「1月」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めてございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響における保険料の減免延長等に係る改正につきましては、附則第6条の中で整理してございます。

第1項で、新型コロナウイルス感染症の定義が改定されてございます。

第2項では、期間の延長について「令和3年度分」とし、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」までとしております。

第3項では、令和3年度に減免対象となるかが判明するまでの間、徴収猶予の対応を規定してございます。

第4項で、申請期限を「令和4年3月31日」までとする延長の改正を行ってございます。

なお、本条例は、公布の日から施行することとし、第8条の改正につきましては、令和3年1月1日、附則第6条の改正につきましては、令和3年4月1日から適用としてございます。

以上で条例の説明を終わりたいと思います。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

- 議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

- 議長(近藤八郎君) 討論なしと認めます。
これから、議案第4号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(近藤八郎君) 起立多数です。
したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長(近藤八郎君) 日程第9 議案第5号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

- 町長(谷一之君) 議案第5号 議会の議決に付すべき財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が700万円以上となった契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本財産の取得につきましては、木質原料製造施設で使用しておりますグラップルが、経年劣化が進んでおりますことから、その更新を図るものであります。

経過につきましては、下川町物品購入検討委員会規定に基づき、4月8日に開催いたしました物品購入検討委員会におきまして、本物件の購入業者について審議し、物品の内容等を勘案して3者を指名することを決定し、4月22日に指名競争入札を行ったところであります。なお、落札率につきましては68.1%となっております。

以上申し上げます。提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長

に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 古屋農林課長。

○農林課長（古屋宏彦君） 私から、議案第5号についての御説明を申し上げます。

現在、木質原料製造施設で使用している油圧ショベル…先ほど町長からの提案理由ではグラップルと言っておりますが…につきましては、平成21年3月に取得しております。原木の受入れ、掃墨、チップー機への搬入作業などに使用しております。取得から12年が経過しており、使用時間が9,130時間を超えております。経年により劣化が進んでおりますことから、その更新を図ろうとするものであります。

実は同機につきましては、昨年2月に油圧シリンダー、油圧ポンプが故障いたしまして、修理を行っております。

また、現状の機械におきましては、主作業から今回導入するものに…主作業に置き換え…補足作業として活用し、木質燃料の安定的な供給に資することと考えております。

以上、説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 10 議案第 6 号「令和 3 年度下川町一般会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 6 号 令和 3 年度下川町一般会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 3 年度一般会計の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 4,679 万円を追加し、総額を 51 億 4,979 万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、社会活動の再開や地域経済の回復などに係る経費を計上しております。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、役場庁舎などにおける感染症対策に係る経費を、民生費では、高齢者見守り事業に係る経費及び認定こども園における感染症対策に係る経費を計上しております。

衛生費では、健康確保推進事業に係る経費及び在宅介護者等支援事業に係る経費を、商工労働費では、持続化給付金、新規創業者応援給付金、スーパープレミアム商品券事業に係る補助金、新しもかわスタイル導入応援事業に係る補助金、新型コロナウイルス対策利子補給金を計上しております。

教育費では、学校における感染症対策に係る経費、学校 I C T 環境整備事業に係る経費、教育旅行支援事業に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、国・道支出金、繰入金を計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） それでは、令和 3 年度下川町一般会計補正予算（第 1 号）の概要につきまして、御説明申し上げます。

議案第 6 号説明資料をお開きください。

今回の補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係るものでございます。

はじめに、歳出から御説明いたします。

総務費の感染症対策事業で 72 万円の計上でございます。

これにつきましては、役場庁舎等の感染症対策といたしまして、顔認証温度検知システムを整備するものでございます。備品といたしまして、非接触型体温計 2 台を購入し、役場、ハピネスに設置をするものでございます。

次に、民生費の高齢者見守り事業で 288 万円の計上です。

これにつきましては、外出自粛による高齢者の生活不安感を軽減させるため、委託により電話相談や見守りなどの充実・強化を図るものでございまして、委託料として 288

万円を計上しております。

次に、同じく民生費の感染症対策事業で 23 万円の計上です。

これにつきましては、認定こども園の感染症対策といたしまして備品等を整備するもので、内訳につきましては、網戸設置の手数料 14 万円、加湿器の備品購入費で 9 万円となっております。

2 ページ目をお開きください。

衛生費の健康確保推進事業で 80 万円の計上でございます。

これにつきましては、コロナ禍においても健康状態を把握していただくため、健診受診者に対しまして 500 円分の商品券を配布し、健診受診の奨励を図るものでございます。

次に、同じく在宅要介護者等支援事業で 42 万円の計上でございます。

これにつきましては、感染症対策として、在宅要介護者等宅の訪問時に使用する手指消毒液、サージカルマスクなどの衛生用品を整備するものでございまして、消耗印刷製本費で 42 万円を計上しております。

次に、商工労働費の持続化給付金事業で 960 万円の計上です。

これにつきましては、経済支援といたしまして、令和 2 年の売上げが令和元年と比較して減少している事業者などを対象に支援金の給付を行うもので、内容といたしましては、減少率が 20%以上 30%未満の場合は 20 万円、30%以上 40%未満の場合は 30 万円、40%以上 50%未満の場合は 40 万円、50%以上の場合は 50 万円を給付するという内容のものでございます。

また、コロナ禍の中にあつて、町内で新規創業される方への支援といたしまして、新規創業者応援給付金…これを給付するものでございます。

3 ページ目を御覧ください。

同じく商工労働費のスーパープレミアム商品券事業で 1,280 万円の計上でございます。

これにつきましては、経済支援として、プレミアム付き商品券…これを発行するもので、内容につきましては、1 セット 5,000 円、これを 8,000 セット発行するもので、一人当たり 4 セットまで、プレミアム分は販売価格の 30%…つまり 5,000 円の商品券で 6,500 円分の利用ができるというような内容のものでございます。

次に、同じく商工労働費の新しもかわスタイル導入応援事業で 300 万円の計上です。

これにつきましては、経済対策として、感染症拡大防止に対応した店舗づくりや事業運営の支援を行うものでございます。

内容といたしましては、補助率は 2 分の 1 以内で上限 50 万円。対象経費につきましては、テイクアウトや宅配など業務転換に要する経費、パーティーション、空気清浄機、自動手洗い器などの備品購入に係る経費、それからホームページ作成や EC サイト開設など特産品の販路開拓に要する経費などとなっております。

4 ページ目をお開きください。

次に、同じく商工労働費の新型コロナウイルス対策資金利子補給事業で 1,100 万円の計上でございます。

これにつきましては、経済支援として、企業活動に影響を受けた町内事業者の資金繰りを支援するもので、融資枠は 2 億円、融資限度額は 1,000 万円、融資期間は 10 年以

内、利子補給期間は5年以内、利子補給率については利子補給期間内に発生する利子及び保証料について全額を補給するというものとなっております。

次に、教育費の感染症対策事業で17万円の計上です。

これにつきましては、小中学校における感染症対策として、現在、校歌斉唱ができないことから、校歌のデジタルデータを作成するものでございます。

次に、同じく教育費の学校ICT環境整備事業で416万円の計上です。

これにつきましては、ICT環境の構築に向けて、教師用のタブレット、WEB会議等に対応する教師研修会議用機器などの整備を行うものでございます。

5ページ目をお開きください。

次に、同じく教育費の教育旅行支援事業で101万円の計上です。

これにつきましては、感染症対策に伴う教育旅行費用の増額分に係る経費を支援するもので、内訳といたしましては、宿泊研修バス借上料で30万円、修学旅行支援事業交付金で71万円、併せて101万円となっております。

次に、歳入について御説明をいたします。

まず、国庫支出金でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で3,179万円の計上でございます。

これにつきましては、今回補正の主要な財源となっております。補助率は10分の10以内、交付限度額の見込みといたしましては、全体で8,286万4,000円となっております。

次に、道支出金でございますが、プレミアム付商品券発行支援事業費補助金で400万円の計上でございます。

これにつきましては、プレミアム分30%のうち10%が補助対象となっております。

最後に繰入金ですが、財政調整積立基金繰入金で1,100万円の計上です。

これにつきましては、財源調整によるものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 質問が2点ございます。1点目は衛生費でございます。

在宅要介護者等支援事業で42万円計上されており、「感染症対策として、在宅要介護者等宅の訪問時に使用する衛生用品を整備」として、消耗印刷製本費が計上されております。

一般的な考え方でいったら、マスクであるだとか、消毒綿であるだとか…どうしてもそういう方に意識が向きがちなんですけど、今回は消耗印刷製本費で上がっております。これ…パンフレットか何かだとは思いますが、どんな趣旨の内容の製本印刷なのか。これが1点目の質問でございます。

2点目は、商工労働費…下段の方でございます。

項目がずっと挙がって行って…持続化給付金と新規創業者応援給付金が計上されております。しかしながら、具体的な金額が載ってございません。幾らの給付を想定されているのか、明示していただきたいと思っております。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） それでは、お答えさせていただきたいと思っております。
今、小原議員が仰った、消耗印刷製本費の関係でございますが、それはあくまでも需用費の消耗印刷製本費の中で買っているものでございまして、決してパンフレットとかではなく、その中で…サージカルマスクですとか、ペーパータオル、防護服セット、血圧計…こういったものをこの中で買っているということで、パンフレット等ではございません。以上です。

○議長（近藤八郎君） 田村政策推進課長。

○政策推進課長（田村泰司君） 御質問にお答えいたします。
持続化給付金につきましては、予算額で 900 万円、それから新規創業者応援給付金につきましては、予算額で 60 万円を予定しております。
件数につきましては、20%から 50%の減少の持続化給付金がございますけども、30 件ほど想定いたしまして、新規創業者応援給付金については 2 件予定をして、計上しているところでございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 7 番 小原議員。

○7 番（小原仁興君） 再質問でございます。先ほど、衛生費の中で、消耗印刷製本費という項目ではありますが、その中で消耗品を購入されているという理解でございます。
もう 1 点、商工労働費の方ですけど、これは持続化給付金枠 900 万円、新規創業者応援給付金が 60 万円で、その対象の上記の枠内の給付額で給付するという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 田村政策推進課長。

○政策推進課長（田村泰司君） 現在の想定でその件数ということで計上しておりますけれども、場合によってはまた補正をお願いすることもあり得るかと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。
4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 感染症対策の予算に関連してなんですが、先ほど、町長の方から…挨拶の中で、連休明けからコロナワクチンの接種ということがありました。町民の非常に大きな関心ごとであると思いますが、私は行政報告があってもよかったのではないのかなと思うんですが、その詳細についてお聞きします。

医療関係者について、接種が…いずれも現時点で結構ですが…いつから始まって、いつ頃終わるのか。

それから、高齢者接種について、これも予定ですね…いつから始まって、いつ頃終わるのか。

それから、非常に関心が高いと思うんですが、高齢者といいつつ…例えば 90 代から打っていくのか、65 歳ぐらいから打っていくのかという…順番ですね、どういう順番で接種をしていくのかという…非常に関心が高いと思います。

それから、一般の方々ですね、この方々はいつから接種して、いつまでに終わるのか。

先ほど、町長からあった…詳細ですね、そのほか詳細が決まれば、現時点で結構ですから御答弁を頂きたいと思います。

それから、そんな中でも、下川町の現状を踏まえて、緊急を要するとかですね、リスク分散、リスク回避ということから、下川町における優先的な接種をされる方…考えられているのか。例えば町長が優先して接種されるのか…例えばですよ。それから、学校の先生と校長先生とかですね…通常生活に影響のある方々が優先して接種することを考えられているのか、またはする必要はないのかというところがあるかと思いますが、いずれにしても、先ほど町長からありました挨拶の詳細について、お聞きいたします…もちろん現時点で。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） お答えさせていただきたいと思います。

現状ではコロナのワクチンが届かないということもありまして、なかなか公表できないということで、まずはお詫びしたいと思いますが、国の予定では、4月26日の週…今週ですね…一応来るということで進めております。現時点ではまだ届いてはいないんですが、今週の27日か28日ぐらいにはワクチンが届くというような情報もありますので、今現在進めているところでございます。

そうした中ですね、現時点での予定でございますが、4月28日につきましては医療従事者についても接種が可能ではないかと思っております。それと同時にですね、まず65歳以上の方の中でも、あけぼの園というか…施設につきましては、クラスター等の懸念があることから、医師とも相談しまして、あけぼの園を優先して打ちたいという考えがございまして、これにつきましては4月30日ぐらいから少しずつ…あけぼの園も全員というわけにはいかないんですが…分けてですね…打とうという形になってございます。それ以外の65歳以上の高齢者につきましては、連休明けに…集団接種ということで…ハピネスで考えているところでございます。64歳以下の一般の方につきましては、今

はまだ不明でございます。といいますのも、コロナのワクチンがその後いつ来るのかというのが今のところ明確ではございませんので、そういった情報を知り次第、接種順位などを決めていきたいなというふうに思います。

それから、先ほど言われました、接種順の中の…学校の先生とか、町長が先かというところでございますが、まず、町長につきましては、年齢的には65歳以上でございますので、そういったところでいえば該当はすると思いますので、そういった中で町長につきましては判断がされるかと思えます。次に、学校の先生などでございますが、確かに学校の先生方も生徒ですとか…接する機会は多くあるんですが、やはりそのへんは国の基準からいくと、優先順位というのは…特に学校の先生だからということとはございませんので、今のところ町としましては、国の基準どおりの年齢で打とうというふうに考えてございます。

現時点では1,300人ぐらい…65歳以上には御案内いたしまして、今のところ打ちたいとしているのが890名ぐらいですので、医療従事者と併せるとおおむね940名程度にはなるかというふうに考えてございます。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 先ほど言ったのは、申込順でいくのか、また、90歳代の人から先に打っていくのか、65歳からの人を打っていくのか、非常に大きい幅があると思うんです。一般の人もそうですよね…16歳から64歳ぐらいまでの人…その順番ってどういうふうにお考えなんですか。結構町民の方にとって重要なんだと思うんですよね。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 順番につきましては、今…65歳以上の方に案内してまして、申込みがありまして、その中で希望する…ある程度時期というのも調整をいたしますので、必ずしも90歳だったら先とかではなくて、全てが対応できるかというところではございませんけど…ある程度ですね、そういった希望も聞きながら接種を考えてございますので、優先的にはそういった…希望も兼ねまして接種したいと思えます。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 是非、町長におかれましては…町民の皆様の関心も非常に高いと思うんです…機会を捉えて、やっぱり町民の方に分かりやすいような説明を心掛けていただければというふうに思います。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 今ほど、市田課長から説明をさせていただきましたけど、連休

明けから高齢者の接種を予定してございますけども、ワクチンの入手具合でそのスケジュールが…確固たるものがなかなか表明できないというのは本当に心苦しいところでございますが、いずれにしても1,300人ぐらいの高齢者の方々、望むところはやっぱり100%接種していただくのが非常に望ましいわけでございます。それに向けて告知端末等も使いながら、私の方から動画などを配信しながら、住民の皆さんに少し周知をしてまいりたいなと思っています。そのタイミングについては、また私どもの方でいろいろと議論をして、そして発信をしてまいりたいと思いますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

1番 齊藤議員。

○1番（齊藤好信君） 今いろいろ御説明を聞いたんですけども、今ですね若干問題になっているのは、高齢者ですから…申込みをして…ワクチンを接種する時に、身体の調子が悪くて欠席される場合等があった時に、御存知のとおりワクチンというのは1本で6人…中には破棄しなくてはならない…そういう事例も起きております。そのへんを含めて…申込書には申し込んで、もし欠席される場合はどうのこうのというのは…無かったと思うんですね。貴重なワクチンなので、そのへんも一言、周知したらいいんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） お答えさせていただきたいと思います。

議員が仰るとおり、本当に大事なワクチンですので、破棄をするということは…もったいないので、それは考えてございません。

これから…先ほど言いましたように…ある程度日程が決まりまして、対象者に日程などを御案内する時に、そのようなことも付け加えながら案内をさせていただきたいと思っていますので、御理解ください。

○議長（近藤八郎君） 1番 齊藤議員。

○1番（齊藤好信君） ちょっと付け加えますと、当日、接種を予定された方が辞退された場合、例えば30人だったら…31番目の方がその日に都合がよければ来ていただきたいという…細やかな配慮をしていけば、もっとスムーズに行くんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 日程的にはぎちぎちに詰めています。もしかしたら、たまには…当日、具合が悪くなったとか、用事があったということで来れない場合がございますので、そういったところにつきましては、65歳以上が優先ですので、近間に…すぐ来れる人がいるかどうか探したり、場合によっては介護職員…こういったところは優先順位として高いので、そういった方に急遽来てもらって打つとか、そういったことで無駄なくワクチン接種を考えてございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第6号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第11 議案第7号「令和3年度下川町病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第7号 令和3年度下川町病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。
本案は、資金的収入及び支出において、資産購入費を755万円増額し、支出総額を1,858万円とするものであります。
補正の概要を申し上げますと、薬剤を一包化する全自動分割分包機の更新につきまし

て、平成13年に購入し19年間経過しており、不具合が頻繁に発生し、交換部品の製造中止など調剤業務に支障を来している状況にあり、更新の必要が生じたことから補正するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、事務長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 堀北病院事務長。

○町立病院事務長（堀北忠克君） 議案第7号 令和3年度下川町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、お配りしております議案第7号説明資料「補正予算概要書」及び「下川町各種会計補正予算歳入歳出事項別明細書」の9ページ、令和3年度下川町病院事業会計資本的収入及び支出の見積基礎により説明いたします。

まず、資本的支出における補正要因につきましては、入院患者及び時間外の患者の薬剤を分包する分包機の更新に伴う補正でございます。

補正内容といたしましては、器械備品購入費で、全自動分割分包機755万円を計上するものであります。

現在使用している分包機は、平成13年に購入し、19年経過しています。薬が粉碎され、器械詰まりによる停止が頻繁に発生したり、処方内容と違った分包がされたり、それについて手直しをして分包し直すことが、今年に入ってから頻繁にある状態にあります。

また、故障個所の部品が製造中止の状況であるため、新たに更新し、電子カルテシステムと連動させて、処方内容や患者情報を分包機へ送り、適正な調剤を行うものであります。

さらに、一人職場において、医療安全や調剤業務の効率、衛生面等が改善されると思われれます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第12 承認第1号「専決処分（第1号）の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 承認第1号 専決処分(第1号)の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、国の令和3年度税制改正の大綱に基づき、地方税法等の関係法令の改正がなされ、令和3年4月1日から施行されることに伴い、改正を必要とする「下川町税条例等の一部を改正する条例」について、令和3年3月31日をもって専決処分としたものであります。

税条例の主な改正の内容を申し上げますと、「非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し」、「固定資産税(土地)の負担調整措置」、「軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長」などについて定めるものであります。

ここに議会に御報告申し上げ、その承認を求めるものであります。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） それでは、承認第1号 下川町税条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律に伴います改正でございます。未来施行に係る以前の一部改正条例もございますので、第1条関係と第2条関係の条建てで改正してございます。

承認第1号説明資料「下川町税条例等の一部を改正する条例の概要」を御覧ください。

まず、個人住民税関係につきましては、一つ目、「非課税限度額等における国外居住親族の取扱い見直し」でございます。関係条文は第24条第2項、第36条の3の3第1項、附則第5条第1項でございます。

概要は、国外居住親族の扶養対象者を 29 歳以下の者及び 70 歳以上の者、それと 30 歳以上から 69 歳以下の者は学生、障がい者のみに厳格化するものでございまして、施行期日は、令和 6 年 1 月 1 日からでございます。

二つ目、「給与等、退職手当等又は公的年金等の電磁的方法による提供」の関係条文につきましては、36 条の 3 の 2 第 4 項、第 36 条の 3 の 3 第 4 項、第 53 条の 9 第 3 項、第 4 項でございます。

給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者が、給与等の支払をする者に対し、源泉徴収関係書類の書面による提出に代えて電磁的方法による提供を行う場合の要件であるその給与等の支払をする者が受けるべき税務署長の承認が不要となったものでございます。

三つ目の「セルフメディケーション制度の延長」でございますが、関係条文につきましては、附則第 6 条でございます。

令和 8 年 12 月 31 日までに支払いました対価を対象として、5 年間延長するものでございまして、令和 9 年度に改正するものでございます。

施行期日につきましては、令和 4 年 1 月 1 日からでございます。

四つ目の「住宅ローン控除の延長等」でございますが、関係条文につきましては、附則第 25 条第 2 項でございます。

昨年に引き続き延長されるもので、令和 4 年 12 月 31 日までの入居者に適用され、控除期間を 13 年間とする特例の適用期限の延長等の新設でございます。

次に、固定資産税につきましては、一つ目、「固定資産税（土地）の負担調整措置」の関係条文につきましては、附則第 11 条から第 15 条でございます。

前回に引き続きまして、令和 3 年度から令和 5 年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものでございます。その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえまして、納税者の負担感に配慮する観点から、令和 3 年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずるものでございます。

軽自動車税につきましては、一つ、「環境性能割の臨時的軽減措置の延長」でございます。関係条文につきましては、附則第 15 条の 2 から第 16 条の 2 第 1 項でございます。

令和元年度の消費税引上げ、令和 2 年度の新型コロナ緊急経済対策に引き続き、現在の経済状況等から環境性能割の税率を 1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を 9 か月延長し、令和 3 年 12 月 31 日までに取得したものを対象とするものでございます。

第 2 条関係につきましては、法律改正に伴います項のずれ等でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、承認第1号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
これをもって、令和3年第2回下川町議会臨時会を閉会いたします。

午後2時51分 閉会

○議長（近藤八郎君） 町長から申し出により挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、今臨時会におきまして、大変御多用な中、全員の御出席を賜り、心より御礼を申し上げる次第であります。

また、提案させていただいた案件の全てをお認めいただき、深く感謝申し上げる次第であります。

今後とも議員各位には、御指導を賜りますことを心よりお願い申し上げますとともに、間もなくゴールデンウィークを迎えることとなりますが、コロナ対策など御自愛いただきますことを御祈念し、閉会の御挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもって散会とします。